

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

指宿市のハザードマップによると、当商工会管轄地域では洪水箇所は掲載されていないが、地域防災計画では鳴川流域の成川浜集落の45戸108人の地域が一日の危険対象雨量200mmで家屋浸水危険地域と想定されている。この地域での小規模事業者への影響は店舗等への浸水被害や交通の遮断等による物流の停滞が考えられる。

(土砂災害：ハザードマップ)

指宿市のハザードマップによると成川地区の山間部が地滑りや土石流被害想定区域エリアとなっており、地滑り等による店舗の倒壊等の危険がある。また、福元地区の急傾斜地崩壊危険箇所エリアには、ガソリンスタンド、石油タンク等があり、急傾斜地の崩壊で石油タンク破損による油の流出や国道269号線が寸断され物流に不便が生じると考えられる。

(地震：JSHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度5弱以上の地震が発生する確率は、当会の管轄地域である山川地区で78%、開聞地区で62%以上となっている。

(その他自然災害)

当商工会管轄地域の山川地区・開聞地区の海岸線約6.9kmが高潮及び津波の危険地域に指定されている。山川港周辺4kmの海岸線においては、過去に高潮の浸水被害が起きている。また、この地区においての津波浸水想定は2m未満であり、予想される被害程度として面積180,180㎡で住宅514戸、人口1,655人が被害を受けるとなっている。また、この地域には、鯉節製造業やそれに関係する事業所が集中しており高潮や津波は事業継続の大きな障害となる。

山川の長崎鼻海岸から開聞地区の東シナ海に面した海岸線2.9kmの集落では、過去に川尻漁港周辺において高潮の浸水被害がある。今後の予想として、長崎鼻周辺・川尻・開聞十町・入野・物袋地区が高潮や津波の被害があるとされているが、その被害想定は、浸水2m未満で面積682,100㎡、住宅655戸1,557人が被害を受けると予想されている。また、この地域の商工業の多くは海岸線より内陸にあり、浸水の予想範囲内では川尻漁港に隣接する一部の事業者に影響があると想定されている。

開聞地区にある開聞岳は火山であり、1615年の水蒸気爆発を最後に近年まで噴火が起っていないが、噴火した場合、火口から3km以内の川尻地区人口1,620人・865世帯、十町東部地区(開聞駅周辺)人口1,265人・586世帯、十町西部地区の人口826人・406世帯に被害があるとされ、商工業者については、106の事業者に大きな影響があると想定できる。

(感染症)

2002年のSARSコロナウイルス、2012年のMERSコロナウイルス、2019年から2020年に世界中に拡散している新型コロナウイルス感染症と、約10年周期で新しいウイルスが発生し、世界中で流行が起きている。新型コロナウイルスについては、まだワクチンの開発途中であり、国民の多くが免疫を獲得していない状況下においては、全国的かつ急速に蔓延していくと考えられ、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業の現状

- ・商工業者等数 532事業所(令和2年12月 1日現在)
- ・小規模事業者数 470事業所(令和2年12月 1日現在)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	63	59	管内に広く分散している
	製造業	90	75	水産加工業の多くは山川 漁港周辺に立地している
	卸小売業	169	154	管内に広く分散している
	飲食・宿泊業	42	38	〃
	サービス業	153	132	〃
	その他	15	12	〃
		532	470	

## (3) これまでの取組

### 1) 指宿市の取組

- ・地域防災計画の策定・ハザードマップの作成及び周知  
防災ハザードマップを作成し、17,800世帯に配布。また、ホームページにて  
防災計画書・ハザードマップを公開し、危険箇所等の周知を行っている。
- ・防災訓練の実施  
市総合防災訓練のほか自主防災組織による避難訓練を行っている。また、悪天候等  
における行政防災無線の連絡を補完するため、市において防災ラジオの設置普及の斡旋  
を行っている。
- ・防災備品の備蓄  
危機管理課を中心に人口の5パーセントを目標に備蓄・調達を進めている。

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災協同組合/東京海上日動火災保険と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載であり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している。
- ・当会役職員や小規模事業者等が地域の災害リスク情報を十分に持ち合わせていない。
- ・感染症対策では、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、従業員の体調管理や体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、事業継続リスクに備えた資金の手当対策としての保険の必要性の周知が必要といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ①地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、

自然災害や感染症のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。

③発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と指宿市との間における被害情報報告ルートを構築する

④発災後速やかに復興支援が行えるよう、また域内において感染症のクラスターが発生した時あるいは、事業所内で従業員に感染が発生した時、事業活動への支障を最小限にするため、速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と指宿市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 「指宿市地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき令和2年に策定した「新型コロナウイルス感染症予防マニュアル」について本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策活用等)について説明する。
- ・ 会報や指宿市広報紙、ホームページ等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を実施する。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定により実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### < 各年度の目標件数 >

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP策定件数	2	2	3	3	3
専門家派遣件数	2	2	2	2	2
セミナー開催件数	2	2	2	2	2

#### 2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年度に事業継続計画を作成(別添)

#### 3) 関係団体との連携

- ・ 鹿児島県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等を実施する。
- ・ 指宿市や指宿市観光協会等へ普及啓発ポスターの掲示を依頼、セミナーを共催する。

#### 4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・毎年度、(仮称)指宿市事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画を含む)、当市)を年1回(7月)開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況への評価・検証を行う。  
また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともにホームページや会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

<各年度の目標件数>

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	2	2	3	3	3

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5弱の地震)が発生したと仮定し、指宿市との連絡ルートの確認等を行う。  
(訓練は必要に応じて実施する)

#### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と指宿市で共有する)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底して行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、指宿市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

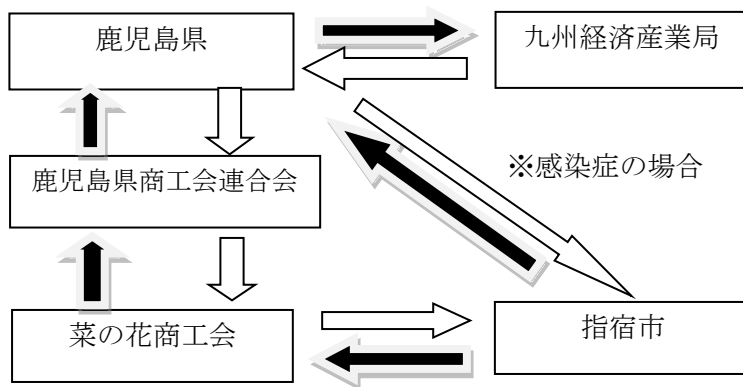
##### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と指宿市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を定める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員自身が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害目安	状態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>





#### < 4. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・相談窓口の開設方法について、指宿市と相談する。  
(当会は国の依頼を受けた場合は、日本政策金融公庫と共同で特別相談窓口を設置する)
- ・安全が確保された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の実施や相談の窓口開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県等に相談する。
- ・被災事業者の速やかな復興支援のため、損害保険等の加入状況について連携先の保険会社から情報提供を受け、保険金請求に関する手続きの支援を行う。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

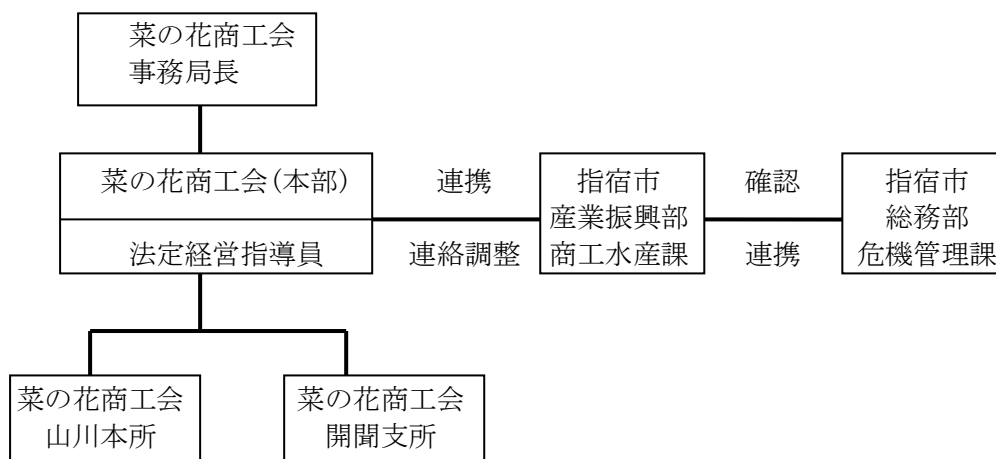
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 有村 裕 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市連絡先

①菜の花商工会 山川本所

〒891-0504 鹿児島県指宿市山川新生町35番地

TEL:0993-34-1141 / FAX:0993-34-1143

E-mail: [nanohana-s@kashoren.or.jp](mailto:nanohana-s@kashoren.or.jp)

菜の花商工会 開聞支所

〒891-0603 鹿児島県指宿市開聞十町2867番地

TEL:0993-32-4780 / FAX:0993-32-4781

②指宿市役所 産業振興部 商工水産課

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

TEL:0993-22-2111 / FAX:0993-23-4987

E-mail: [shoko@city.ibusuki.jp](mailto:shoko@city.ibusuki.jp)



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災備品購入費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 鹿児島県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①東京海上日動火災保険株式会社鹿児島支店 鹿児島中央支社 支社長 黒木 聡 〒892-8567 鹿児島県鹿児島市加治屋町 12-6 鹿児島東京海上日動ビル 5 階 Tel:099-225-2344 / FAX:099-5948-8893
②鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 5 階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回指導時や窓口にて自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等)について説明する。</li> <li>・被災に備え、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> </ul> ②地区内の小規模事業者に対する復興支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険加入者リストを徴収し、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照らし合わせ、該当者の保険金請求手続きを支援する。</li> </ul>
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水害補償等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等
<pre>                     graph TD                         A["東京海上日動火災保険(株) 鹿児島県火災共済協同組合"] &lt;--&gt; 連携 情報提供  B["菜の花商工会"]                         A --&gt; リスク分析 保険金支払  C["事業者"]                         C --&gt; 加入 保険金請求  A                         B --&gt; 相談  C                         C --&gt; 支援  B                 </pre>